

下松市文化会館利用料金（令和元年10月1日施行）

区 分		基本利用料金					
		午 前	午 後	夜 間	昼 間	午後・夜間	全 日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
大ホール (1007)	平日	17,420	27,720	35,640	40,620	57,020	68,660
	土曜日 日曜日 休日	21,780	34,650	44,550	50,780	71,280	85,830
	平日	5,080	8,080	10,390	11,840	16,630	20,020
展示ホール (300)	土曜日 日曜日 休日	6,340	10,100	12,980	14,800	20,770	25,010
	展示ホール 練習利用	2,540	4,040	5,190	5,920	8,310	10,010
	リハーサル室 (80)	2,170	3,460	4,450	5,070	7,120	8,580
練習室 (6)	790	1,260	1,620	1,840	2,590	3,120	
楽屋 1 (20)	1,030	1,660	2,130	2,420	3,410	4,100	
楽屋 2 (2)	960	1,540	1,980	2,250	3,160	3,800	
楽屋 3 (2)	960	1,540	1,980	2,250	3,160	3,800	
楽屋 4 (20)	690	1,110	1,440	1,610	2,280	2,750	
講師控室 (2)	570	920	1,180	1,340	1,890	2,270	
控室 2F (3)	570	920	1,180	1,340	1,890	2,270	
会議室 1 (50)	1,370	2,180	2,820	3,200	4,510	5,420	
会議室 2 (50)	1,370	2,180	2,820	3,200	4,510	5,420	
会議室 3 (40)	1,030	1,660	2,130	2,420	3,410	4,100	
会議室 4 (18)	690	1,110	1,440	1,610	2,280	2,750	
会議室 5 (9)	690	1,110	1,440	1,610	2,280	2,750	
和室 1 (20)	1,030	1,660	2,130	2,420	3,410	4,100	
和室 2 (6)	570	920	1,180	1,340	1,890	2,270	

(単位：円)

備考

1 利用者が営利(営業、宣伝等を含む。以下同じ。)の目的で利用する場合は、利用区分に係る利用料金を次のとおりとする。

基本利用料金×3

2 利用者が営利を目的としないで、入場料等を徴収する場合は、利用区分に係る利用料金を次のとおりとする。

(1) 入場料等の額が3,000円以下の場合

基本利用料金×1.3

(2) 入場料等の額が3,001円以上の場合

基本利用料金×1.5

(3) 受講料等を徴収する定期的な教室、講座等の場合

基本利用料金×1.5

3 利用時間を超過して利用する場合は、超過する時間1時間につき当該利用区分(昼間の場合は「午後」、午後・夜間又は全日の場合「夜間」)に係る基本利用料金に40%を乗じて得た額を加算する。この場合、1時間未満は1時間とみなす。

4 大ホールのステージのみを練習のために利用する場合は、リハーサル室の利用料金を適用する。

5 平日に楽器の練習等のために展示ホールを利用する場合は、利用料金を半額とする。

6 利用料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

付属設備及び備品利用料金（令和元年10月1日施行）

種 類	単位	金 額		備 考	種 類	単位	金 額			備 考
		大ホール	展示ホール				大ホール	展示ホール	会議室等	
所作	台	1	190		ハンガ	1	50	50		
平	台	1	130		照明調整卓	1	1,100	1,100		
移動用台車	1	1	130		DMXコントローラ	1	1,100	1,100		
仮設花道鳥屋囲	1	1	330		フ	1	330	330		
ヒナ段ケコミ	1	1	70		3点吊りマイク	1	660			
金屏風（6曲）	1	1	990	990	エレベーターマイク	1	660			
緋毛氈	1	1	130	130	ワイヤレスマイク装置	1	790	790		マイク別料金
地	1	1	1,320		ワイヤレスマイク装置	1			790	マイク2本付
上敷ゴザ	1	1	60	60	CDプレーヤー	1	660	660	660	
バレエ用シート	1	1	4,450		MDプレーヤー	1	660	660		
譜面台（指揮者用）	1	1	60	60	DVDプレーヤー	1	660	660	660	
譜面台（演奏者用）	1	1	30	30	SDレコーダー	1	550	550		
音響反射板	1	1	3,300		CD・MDプレーヤー	1	1,100	1,100		
紗幕	1	1	550		音響調整卓	1	1,100	1,100		
ジョーゼット幕	1	1	550		移動用音響調整卓	1	1,100			
ドライアイスマシン	1	1	660		ドライアイス別	1	660	660		
スモークマシン	1	1	660	660	スモーク液別	1	110	110	110	スタンド・ケーブル付
フットライト	1	1	550		60W×84	1	50	50	50	
花道フットライト	1	1	330		60W×36	1	50	50	50	
シーリングスポットライト	1	1	1,100		1KW×36	1	110	110		
ローアホリゾンライト	1	1	1,100		300W×88	1	110	110		
アッパーホリゾンライト	1	1	1,100		500W×72	1	110	110		
ボォダーライト	1	1	1,100		150W×81	1	220	220		
サスペンションフライダクト	1	1	330			1	220	220	220	会議室等はスピーカー込
フロントサイドライト	1	1	1,100		1KW×32	1	220	220		
フォロースポットライト	1	1	1,100		2KW クセノン	1	110	110		
シーリングフライダクト	1	1		160		1	1,100	1,100		
ローアホリゾンライト	1	1		550	LEDマルチ	1		660	660	
アッパーホリゾンライト	1	1		550	LEDマルチ	1	6,600			調律代別
サスペンションフライダクト	1	1		160		1	3,300			調律代別
フォロースポットライト	1	1		550	400W 丸形ライト	1		3,960	3,960	調律代別
スポットライト1KW	1	1	130	130	大ハロゲン 展LED	1		1,650	1,650	調律代別
スポットライト500W	1	1	60	60	大ハロゲン 展LED	1	1,100			
ソースフォー	1	1	300	300		1	660	660	660	
エフェクトマシン	1	1	1,320	1,320		1	220	220	220	
バンドア	1	1	50	50		1	110	110	110	
照明器具スタンド	1	1	50	50		1	110	110	110	
照明効果器具	1	1	50	50		1	110	110	110	
						1	110	110	110	

※利用料金は、午前・午後・夜間の区分ごといただけます。午前と午後、午後と夜間の場合は×2、全日の場合は×3となります。